

- (5) 災害発生時の初動対応の指揮命令を行う。
- (6) 防火担当者は所在を明確にしておく。
- (7) 催しの開催前及び開催中における会場内の確認を行い、その結果を主催者に報告する。
- (8) この計画に変更等が生じた場合、速やかに関係者に周知及び消防機関へ連絡し、必要に応じて計画書の差替えをする。
- (9) その他火災予防上必要な業務。

(出店者の遵守事項)

第5条

- (1) 出店者は事前に主催者に対し、出店確認書により必要事項を報告しなければならない。
- (2) 出店者は、別紙1の火災予防上必要な事項を遵守しなければならない。
- (3) 出店者は、主催者及び防火担当者の指示に従い、出店防止及び被害の軽減に努めなければならない。
- (4) 火災等災害発生時は速やかに防火担当者に報告するとともに、別紙2により、初期消火、通報、避難誘導を行わなければならない。

(災害発生時の初動体制)

第6条 災害発生時の初動体制については、別紙2のとおりとする。

(その他)

第7条 主催者は、この計画を催し本部に常備し、関係するすべての者に周知する。

附 則

この火災予防上必要な業務に関する計画は令和 年 月 日から
令和 年 月 日までの間において施行する。